

令和2年度法務省委託 大型広報企画におけるYouTube 広告の実施に関する留意事項

YouTube 広告による広報活動

- (1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
- (2) 動画広報の配信については、当センターが指定する範囲からサイト及び動画を選定すること。
- (3) 動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。
 YouTube TrueView：各期間 20,000～30,000 再生/実施回数 4 回（1 回あたり約 1 か月間）
 合計 80,000～120,000 回以上の動画視聴完了
 ※ クリエイティブ作成、運用管理等に要する経費や利益等は一切含まない。
 ※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。
- (4) 動画広報で配信する動画は、既存の人権啓発用の映像コンテンツを使用する。実施時期については 9 月、10 月、11 月中旬～12 月中旬、令和 3 年 1 月の合計 4 回にて想定
 これまでに作成した人権啓発用の映像コンテンツは、動画共有サイト YouTube 法務省チャンネル (<https://www.youtube.com/MOJchannel>) にて視聴可能。
 使用するテーマは、人権週間、ハンセン病、SNS の誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症に関するメッセージなどが考えられるが、使用する動画については法務省及び当センターと協議の上決定する。

※ 下記動画広報が想定される。なお YouTube 「人権チャンネル」内の再生リスト『◎ 人権啓発スポット映像』からも視聴可能
<https://www.youtube.com/playlist?list=PL069EB65ED3CC3923>

- ア 麻尋えりか氏を起用した人権啓発映像コンテンツ
- | | |
|----------------------------|---|
| (ア) 「セクハラ・パワハラ」篇（日本語字幕） | https://youtu.be/xtrZsP_InVc |
| (イ) 「子どもの人権 110 番」篇（日本語字幕） | https://youtu.be/kzkV0y0RYeU |
| (ウ) 「ハラスメント・DV」篇（日本語字幕） | https://youtu.be/8fh5-IZEEy8 |
- ※人権相談窓口周知広報用に制作したもの
- イ 腹話術師いっこく堂氏を起用した人権啓発映像コンテンツ
- | | |
|--------------------------------|---|
| (ア) 人権週間編『人権週間って何?』(15 秒) | https://youtu.be/nHtb8riQ01w |
| (イ) ハンセン病篇『正しい知識が差別をなくす』(15 秒) | https://youtu.be/VDM3LYstxdw |
| (ウ) インターネット篇『心ない書き込み』(15 秒) | https://youtu.be/r2tmUFJrChY |
| (エ) インターネット篇『マジウザイ w?』(30 秒) | https://youtu.be/g1EtiWOZD98 |
- ウ 落語編（アニメーション）
- | | |
|-----------------------|---|
| (ア) 『親子、仲良く!』(30 秒) | https://youtu.be/qbuBeDfxNsU |
| (イ) 『女性差別はいかん!』(30 秒) | https://youtu.be/2Qya4k-QoKI |
- エ 法務大臣メッセージ
 「新型コロナウイルス感染症に関連した差別や虐待に対する法務大臣ビデオメッセージ」
https://youtu.be/RYS00qCxo-0&list=RDCMUCh8ROF03TnxUIJdBbXoxR7g&start_radio=1